

「未来志向型の取引慣行に向けて」に係る  
自主行動計画のフォローアップ指針  
(対応のお願い)

令和6年9月12日  
中小企業庁取引課

**本指針の位置付け**

各業界で策定された「未来志向型の取引慣行に向けて」に係る自主行動計画においては、経済産業省中小企業庁が定める業種横断的な「フォローアップ指針」を踏まえて、業界における計画の実施状況を確認していく方針とされていることから、当庁としてその指針を示すものである。

今後、各団体におかれては、本指針を参考にいただき、それぞれの計画の内容に合わせて調査事項等を調整した上で、フォローアップを行っていただきたい。

**フォローアップ調査について**

1. フォローアップ調査の趣旨：

改定版「未来志向型の取引慣行に向けて」に基づく取組について、自主行動計画を策定する団体自らが結果や課題を把握することにより、対策の浸透、自主行動計画に基づく取組の実効性を確保する。

2. 調査主体：

自主行動計画策定団体

3. 調査対象：

各団体所属の会員企業

\*なお、複数団体に所属する企業の調査負担については留意する。

4. 回答方法：

設問の構成は、「発注側事業者調査票」および「受注側事業者調査票」に大きく分かれている。原則、すべての調査対象企業が以下のそれぞれの立場において、両方の調査票にも回答いただくものとする（調査対象事業者がどちらか一方の立場での取引のみを行っている場合は、該当調査票のみ回答）。

発注側事業者調査票	調査対象企業が【発注者】の立場にある取引の状況について回答
受注側事業者調査票	調査対象企業が【受注者】の立場にある取引の状況について回答

5. 回答期日：

令和6年11月8日（金）

6. 調査事項：

(1) 経済産業省中小企業庁より、調査票例（別紙1）、Excel調査票（別添1：Excelファイル）及び入力シート（別添2：Excelファイル）を提供する。

なお、調査票例（別紙1）の編集については、取引条件の改善状況や課題の把握、比較可能性の確保の観点から、原則、設問・選択肢は変更せず使用いただくものとする。

(2) 仮に、調査内容等を変更する場合は、それぞれ以下のとおり対応することとする。

①調査設問を追加したい場合

<調査票例（別紙1）>

・新設する設問については、発注側受注側ともに最後の設問以降に追加する。

（発注側：発注側37以降に追加、受注側：受注側39以降に追加）

※設問の流れとして、設問の途中に追加する方が望ましい場合でも、集計の観点から最後の設問以降に追加ください。

<入力シート（別添2）>

・入力シートの「設問追加用シート」にて、追加設問の回答を入力する列を作成し、当該の追加設問列に入力する。

②調査設問を削除したい場合（業界の慣習等に馴染まない設問の対応）

<調査票例（別紙1）>

・「当該設問には回答せず、無回答のまま次の設問を回答する」旨の注釈等を追加する。

※回答は飛ばしてもかまいませんが、調査票から設問は削除しないようお願いします。

<入力シート（別添2）>

・入力シートの「回答」シートの当該設問欄は削除せず回答を記入しない（空欄とする）。

※調査票例と同様、回答は飛ばしてもかまいませんが、「回答」シートから当該設問の列は削除しないようお願いします。

### ③調査内容を変更する場合

#### <調査票例（別紙1）>

- ・変更を希望する設問については、変更前の設問を飛ばして回答し、変更後の設問を新規に追加する処理とする。
- ・変更後の設問については、新規追加する設問扱い（上記①同様）とし、発注側・受注側ともに最後の設問以降に追加する。  
（発注側：発注側37以降に追加、受注側：受注側39以降に追加）

※設問の流れとして、設問の途中に追加する方が望ましい場合でも、集計の観点から最後の設問以降に追加ください。

#### <入力シート（別添2）>

- ・変更前の設問については、入力シートの「回答」シートの当該設問欄は削除せず回答を記入しない（空欄とする）。

※調査票例と同様、回答は飛ばしてもかまいませんが、「回答」シートから当該設問の列は削除しないようにお願いします。

- ・変更後の設問については、入力シートの「設問追加用シート」にて、追加設問の回答を入力する列を作成し、当該の追加設問列に入力する。

(3) 調査事項は極力簡潔なものとするが、用語の定義や趣旨については、調査要領（別紙2）にて、提示するものとする。

#### 7. 調査結果：

各策定団体において結果をとりまとめ、経済産業省担当課に令和6年11月8日（金）までに提出していただくものとする。

また、令和6年度内に開催される中小企業政策審議会の場において、これまでの取組、調査結果及び分析、それらを踏まえた今後の取組及び目標について、各団体に資料作成をお願いするとともに、必要に応じてご説明を依頼する予定。なお、中小企業庁はこれらを取りまとめて、令和6年度内を目処に公表するものとする。

#### 8. PDCA サイクル：

本調査結果を踏まえ、個社の取組の改善や自主行動計画の見直し等を適宜行っていただくものとする。

以上